政令

国土交通省組織令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十三年七月一日

内閣総理大臣　菅　直人

政令第二百三号

国土交通省組織令等の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第四項及び第五項、第二十条第一項及び第三項並びに第二十一条第三項及び第四項、国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第十四条第二項並びに独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第十二条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

（国土交通省組織令の一部改正）

第一条　国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「政策統括官の」を「政策統括官及び国際統括官の」に、「第十七条」を「第十七条の二」に、「国土計画局」を「国土政策局」に、「土地・水資源局」を「土地・建設産業局」に、「都市・地域整備局」を「都市局」に、「第九十五条」を「第九十条」に、「河川局（第九十六条）」を「水管理・国土保全局（第九十一条）」に、「自動車交通局」を「自動車局」に改める。

第一章第二節第一款の款名中「政策統括官」の下に「及び国際統括官」を加える。

第二条の見出し中「政策統括官」の下に「及び国際統括官」を加え、同条第一項中「三人」を「二人及び国際統括官一人」に、「国土計画局」を「国土政策局」に、「土地・水資源局」を「土地・建設産業局」に、「都市・地域整備局」を「都市局」に、「河川局」を「水管理・国土保全局」に、「自動車交通局」を「自動車局」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　大臣官房に官庁営繕部を、総合政策局に公共交通政策部を、水管理・国土保全局に水資源部、下水道部及び砂防部を、航空局に航空ネットワーク部、安全部及び交通管制部を置く。

第三条第一項第十五号中「都市・地域整備局」を「都市局」に改め、同項第十九号中「都市・地域整備局、河川局」を「都市局、水管理・国土保全局」に改め、同項中第二十六号を第二十九号とし、第二十三号から第二十五号までを三号ずつ繰り下げ、第二十二号を第二十四号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十五　国土交通省の所掌事務に関する放射性物質の運搬の安全の確保に関する事務の総括に関すること。

第三条第一項第二十一号の次に次の二号を加える。

二十二　国土交通省の所掌に係る危機管理（国民の生命、身体又は財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態への対処及び当該事態の発生の防止をいう。以下同じ。）に関する基本的な政策の企画及び立案に関すること。

二十三　国土交通省の所掌に係る危機管理に関する事務の総括に関すること（水管理・国土保全局の所掌に属するものを除く。）。

第三条第二項中「前項第二十三号から第二十五号まで」を「前項第二十六号から第二十八号まで」に改める。

第四条第二号中「他局及び政策統括官」を「大臣官房及び他局並びに政策統括官及び国際統括官」に改め、同条中第七号及び第八号を削り、第五号を第八号とし、第六号を第七号とし、同条第四号中「都市・地域整備局」を「都市局」に改め、同号を同条第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六　公共交通機関の確保及びその機能の改善に関する総合的な事業の助成に関すること。

第四条第三号の次に次の一号を加える。

四　総合的な交通体系の整備に関すること。

第四条第九号を次のように改める。

九　建設業法（昭和二十四年法律第百号）の規定による建設機械施工の技術検定に関すること。

第四条中第十号及び第十一号を削り、第十二号を第十号とし、第十三号を第十一号とし、第十四号を第十二号とし、同号の次に次の二号を加える。

十三　倉庫業その他の保管事業の発達、改善及び調整に関すること。

十四　農村地域工業等導入促進法（昭和四十六年法律第百十二号）第二条第一項に規定する農村地域への同条第二項に規定する工業等の導入の促進に関すること。

第四条中第三十八号を第四十二号とし、第三十一号から第三十七号までを四号ずつ繰り下げ、同条第三十号中「交通体系分科会」を「産業分科会、交通体系分科会」に改め、同号を同条第三十四号とし、同条第二十九号中「庶務（の下に「産業分科会」を加え、同号を同条第三十三号とし、同条中第二十八号を削り、第二十七号を第三十二号とし、第二十六号を削り、同条第二十五号中「及び整備計画の認定並びに同法に規定する特定周辺整備地区及び施設整備方針」を「の取りまとめに関すること並びに同法に規定する整備計画並びに特定周辺整備地区及び施設整備方針のうち建設業者の使用に供するための再生処理を行う特定施設以外の特定施設に係るもの」に改め、同号を同条第三十一号とし、同条第二十四号中「労働力の調達に係る積算基準及び」を削り、同号を同条第三十号とし、同条第二十三号を同条第二十九号とし、同条第二十二号中「こと」の下に「（土地・建設産業局の所掌に属するものを除く。）」を加え、同号を同条第二十八号とし、同条第二十一号中「第三十七条第十号」を「第四十五条第一号」に改め、同号を同条第二十七号とし、同条中第二十号を第二十六号とし、第十六号から第十九号までを六号ずつ繰り下げ、同条第十五号中「第三十七条第八号」を「第三十七条第四号」に改め、同号を同条第二十一号とし、同号の前に次の六号を加える。

十五　中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第七条第九項第四号に規定する貨物運送効率化事業に関すること。

十六　流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成十七年法律第八十五号）の施行に関する事務で国土交通省の所掌に属するものに関すること（港湾局の所掌に属するものを除く。）。

十七　貨物利用運送事業の発達、改善及び調整に関すること。

十八　石油パイプライン事業の発達、改善及び調整に関すること（航空局の所掌に属するものを除く。）。

十九　貨物自動車ターミナルに関すること。

二十　貨物の運送に係る航空運送代理店業の発達、改善及び調整に関すること。

第四条に次の一項を加える。

2　公共交通政策部は、前項第二号に掲げる事務（国土交通省の所掌事務に係る交通機関の整備並びに運送産業（国土交通省の所掌に係る運送に関連する産業をいう。以下同じ。）に係る企業の合理化及び高度化並びに産業構造の改善に係るもの並びに運送産業の発達、改善及び調整に関する事務（輸送及び保管に関連する運賃及び料金に関するものを除く。）の取りまとめに関することに限る。）、同項第四号に掲げる事務（運送及び運送事業の発達、改善及び調整を図る観点から行うものに限る。）並びに同項第五号及び第六号に掲げる事務をつかさどる。

第五条（見出しを含む。）中「国土計画局」を「国土政策局」に改め、同条第三号中「都市・地域整備局」を「都市局」に改め、同条中第八号を削り、第七号を第九号とし、第六号の次に次の二号を加える。

七　国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第九条第一項に規定する土地利用基本計画に関すること。

八　国土調査に関すること（土地・建設産業局の所掌に属するものを除く。）。